

証券コード 8119
平成27年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目 1 番 2 号

株式会社 三栄コーポレーション

代表取締役 小 林 敬 幸
社 長

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、平成27年 6 月 25 日（木曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月 26 日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目 6 番 1 号
第一ホテル両国 5 階 北斎
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

- 第66期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 監査等委員でない取締役 8 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第 5 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第 6 号議案 | 監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件 |

以 上

-
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sanyaicorp.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき 1 つとさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税により落ち込んだ個人消費の持ち直しが予想以上に緩やかなものとなりましたが、日銀の意表を突いた追加金融緩和策により、円安や株高が一段と進む中、企業業績が回復し雇用環境も好転するなど、総じてみれば、緩やかな景気回復基調を辿りました。

こうした状況下、当連結会計年度の業績につきましては、各報告セグメントで売り上げが順調に伸長しました。その結果、売上高は23期ぶりに400億円の大台乗せとなる前期比11.4%増加の444億5千4百万円となりました。

利益面では、円安により売上総利益率が低下しましたが、三發電器製造廠有限公司の業績が大幅に改善したほか、円安による利益率低下の影響を受けない海外売上高が伸長したことを受けて、売上総利益は同5.6%増加の106億5千7百万円となりました。営業利益につきましては、売上総利益の増加に加えて販管費比率が低下したことから、同96.5%増加の7億8千万円となりました。経常利益については、会計上の処理として、為替予約レートと実際の売り上げおよび仕入れ時点の為替レートの差から発生した為替差益の計上もあり、同110.0%増加の10億1千8百万円となりました。当期純利益につきましては、訴訟和解金など特別損失の計上があったものの、同26.7%増加の5億8千万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(家具・家庭用品事業)

当セグメントの売上高は、前期比9.7%増加の230億1千3百万円となりました。OEM事業では、国内におけるリビング家具の売り上げが前期比減少しましたが、キッチン・クッキング用品等の売り上げが、国内および欧米向けともに、堅調に積み上がりました。ブランド事業においては、独「WMF」「Silit」ブランド製品等を扱うヴェーエムエフジャパンコンシューマーグッズ㈱の売り上げが前期比大きく伸長しました。

セグメント利益については、円安により国内OEM事業の収益が振るわなかったことから、前期比では41.4%減少の1億1千7百万円となりました。

(服飾雑貨事業)

当セグメントの売上高は、前期比14.3%増加の123億5千9百万円となりました。OEM事業では、中国向けの売り上げが伸長したほか、国内においても、キャリーケースを中心としたトラベル商材の売り上げが引き続き好調に推移しました。ブランド事業においては、ドイツ製コンフォートシューズ「ビルケンシュトック」の売り上げが初めて50億円を超えるなど、ベルギー発祥のファッションバッグ「キプリング」ブランドとともに、順調に売り上げを積み上げました。

セグメント利益については、売り上げ増加が収益を底上げしたことから、前期比20.4%増加の6億2千4百万円となりました。

(家電事業)

当セグメントの売上高は、前期比26.1%増加の54億5千1百万円となりました。OEM事業では、国内・海外ともに小物生活家電の売り上げが大幅に伸長しました。抜本的な事業改革に目処をつけた三發電器製造廠有限公司も当セグメントの大幅売上増に寄与しました。ブランド事業においては、販売子会社(株)m h エンタープライズにおいて、「マイボトルブレンダー」等の調理家電が牽引する形で順調に売り上げを積み上げました。

セグメント利益については、売上高の増加に加えて、三發電器製造廠有限公司の利益が大幅に回復した結果、前期の7千1百万円の赤字から3億9千8百万円改善し、3億2千7百万円の黒字となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売 上 高	構 成 比	前 期 比
家具・家庭用品事業	23,013百万円	51.8%	9.7%
服 飾 雑 貨 事 業	12,359百万円	27.8%	14.3%
家 電 事 業	5,451百万円	12.2%	26.1%
報告セグメント計	40,823百万円	91.8%	13.0%
そ の 他	3,630百万円	8.2%	△3.9%
合 計	44,454百万円	100.0%	11.4%

(2) 資金調達の状況

主要取引銀行から供与された借入枠の範囲内で運転資金等を調達しております。
なお、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に長期借入金も実行しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は3億1千万円で、この主たるものは、新店舗内装工事および新システムの導入等であります。

(4) 対処すべき課題

- ①当社グループは、当社営業本部傘下の4つの事業部がそれぞれ中長期的な営業戦略を立案の上推進する体制を採っております。各事業部は共通の課題として、ロー・コスト・オペレーションによる筋肉質な組織の構築とOEM事業およびブランド事業の適正な事業構成を目指しており、定期的にPDCAを回して、与件や環境の変化に柔軟かつ着実に対応するよう努めております。これらを通じ、各事業部がそれぞれ年間売上高100億円規模以上の事業を構築するとともに、市場環境や為替動向に左右されにくい安定的な収益基盤の維持・拡大を図ってまいります。
- ②当社グループは連結売上高の約3割が惣良品計画に対する売り上げとなっております。当社といたしましては、引き続き当社グループのビジネスモデルを有効に活用できる同社との取引拡充に努める一方で、国内外において新たな取引先の開拓を積極的に追求し、具体的な成果を求めていく所存です。
- ③当社では、現在、家具事業部、家庭用品事業部、服飾雑貨事業部、家電事業部という4つの事業部のほかに、ペットビジネスが相応の規模にまで成長してきています。当社グループとしては、100年企業を見据えた中長期的課題として、5つ目の事業部の確立を目指しており、ペットビジネスを含めて、新たな事業開発にも積極的に取り組む所存です。
- ④当社グループは、100年企業を見据えて、安定した収益基盤を確保するために、各事業部におけるブランド事業を一層拡大させ、ブランド事業が当社グループの連結売上高に占める割合を4割程度まで引き上げることを目標としています。2012年度の「WMF」および2013年度の「キプリング」に引き続き、今後とも、本質にこだわった秀逸なブランドの新たな取扱いを積極的に進めていく所存です。
- ⑤当社グループは、輸出入取引に付随し様々な為替相場の変動リスクに晒されています。2014年度は、2013年度から継続した円安により、当社グループにとっては非常に厳しい経営環境となりましたが、為替変動への対応策の一つとして、海外間取引の拡充による外貨建ビジネスを増やすことに努めた結果、利益率の低下に対して相応の効果を得ることができました。今後とも、外貨建ビジネスの拡充や、より機動

的な為替ヘッジ体制の構築などにより、さらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

- ⑥当社グループは、将来に亘る当社の継続的な安定的な業容拡大のため、人材も当社グループの重要な資産と捉えております。今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。
- ⑦当社は、中長期における企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であるとの考え方の下、第66回定時株主総会において関係する定款変更議案が承認されることを前提に、現在の監査役会設置会社から、改正会社法に基づき新たに創設される「監査等委員会設置会社」に移行するとともに、複数の社外取締役を導入することといたしました。当社といたしましては、こうした制度面の整備に加えて、今後は運用面においても、監査・監督機能の向上など、実情に即してガバナンス体制の強化を図っていくことが課題であると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第63期	平成24年度 第64期	平成25年度 第65期	平成26年度 第66期 (当連結会計年度)
売 上 高	33,337百万円	34,570百万円	39,890百万円	44,454百万円
経 常 利 益	1,758百万円	1,381百万円	485百万円	1,018百万円
当期純利益	981百万円	814百万円	458百万円	580百万円
1株当たり 当期純利益	424.22円	351.87円	195.72円	247.25円
総 資 産	15,372百万円	17,640百万円	17,412百万円	20,721百万円
純 資 産	7,183百万円	8,225百万円	8,759百万円	10,055百万円
1株当たり 純 資 産	3,002.92円	3,432.13円	3,690.75円	4,228.60円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

当社は、平成25年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。平成23年連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第63期	平成24年度 第64期	平成25年度 第65期	平成26年度 第66期 (当事業年度)
売 上 高	16,887百万円	18,192百万円	20,670百万円	21,051百万円
経 常 利 益	1,009百万円	1,015百万円	815百万円	523百万円
当期純利益	194百万円	744百万円	1,532百万円	331百万円
1株当たり 当期純利益	83.98円	321.61円	654.51円	141.29円
総 資 産	10,631百万円	12,276百万円	12,337百万円	14,125百万円
純 資 産	5,355百万円	6,037百万円	7,458百万円	8,239百万円
1株当たり 純 資 産	2,277.14円	2,560.28円	3,140.75円	3,461.97円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

当社は、平成25年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。平成23年事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
(株)ビルケンシュトックジャパン	90百万円	100.0%	ドイツ製コンフォートシューズの輸入販売
(株) ペ ッ ト ラ ン ド	100百万円	100.0% (6.0%)	ペットおよびペット関連用品の小売・関連サービス
TRIACE LIMITED (香港)	HK \$ 15,000,000	100.0%	生活関連用品の輸出入
三 栄 洋 行 有 限 公 司 (香港)	HK \$ 12,600,000	100.0%	生活関連用品の販売
三發電器製造廠有限公司 (香港)	HK \$ 25,000,000	100.0% (100.0%)	家電用品の輸出

(注) 出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社16社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活関連用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事 業	主 要 な 事 業 内 容
家具・家庭用品	リビング家具、ダイニング家具、子供用家具、SOHO家具等の企画・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売
服 飾 雑 貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売、 ドイツ製コンフォートシューズの輸入販売 ファッションバッグ等の輸入販売
家 電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、自社製品の開発・製造・輸出、家電製品の修理
そ の 他	ペット関連用品の企画・輸出輸入販売、 ペットショップの店舗展開、動物病院 生活雑貨・玩具等の企画・販売、業務代行業務、労働者派遣、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (平成27年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区
支	社	東京都台東区

② 子会社

ヴェーエムエフ ジャパン コンシューマーグッズ(株)	東京都台東区、首都圏1か所(店舗)
(株)ビルケンシュトックジャパン	東京都港区、全国47か所(店舗)
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、全国13か所(店舗)
(株)mhエンタープライズ	東京都台東区、愛知県名古屋市
(株)ペットランド	千葉県松戸市、首都圏8か所(店舗7か所、動物病院1か所)
(株)リリーベツト	千葉県松戸市、首都圏1か所(動物病院)
(株)サムコ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍、中国・広州市、大連市、青島市、上海市、深圳市、台湾・台北市、ベトナム・ホーチミン市、インドネシア・ジャカルタ市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三暉国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市
三發電器制品(東莞)有限公司	中国・東莞市
SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G. m. b. H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(9) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
458名	17名(減)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均915名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	75名	2名(増)	44歳0か月	12年2か月
女性	31名	1名(減)	34歳7か月	8年8か月
合計	106名	1名(増)	41歳3か月	11年2か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役4名および国内・海外への出向者31名は含んでおりません。

2. 上記の従業員のほかに、契約社員51名を雇用しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱東京UFJ銀行	2,355百万円
(株)三井住友銀行	925百万円
(株)みずほ銀行	420百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,552,946株 (自己株式203,052株を含む)
- (3) 当事業年度末日の株主数 2,707名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三栄コーポレーション取引先持株会	119千株	5.06%
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	114千株	4.86%
東 銀 リ ー ス (株)	111千株	4.74%
S M B C フ レ ン ド 証 券 (株)	75千株	3.20%
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	70千株	2.98%
水 谷 裕 之	67千株	2.86%
(株) 三 井 住 友 銀 行	63千株	2.68%
三 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	57千株	2.42%
綜 通 (株)	49千株	2.11%
(株) ユ ニ マ ッ ト ラ イ フ	47千株	2.00%

- (注) 1. 当社は、自己株式を203,052株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式203,052株を除いて算出しております。
3. 持株数、持株比率とも表示単位未満を切捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	3名 15個 — —	3名 12個 — —	3名 12個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 （新株予約権1個につき200株）	3,000株	2,400株	2,400株
権 利 行 使 期 間	平成17年7月1日から 平成47年6月30日まで	平成18年8月2日から 平成48年8月1日まで	平成19年8月2日から 平成49年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価値 （1株当たり）	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	（注）	（注）	（注）

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	5名 32個 — —	5名 51個 — —	5名 32個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 （新株予約権1個につき200株）	6,400株	10,200株	6,400株
権 利 行 使 期 間	平成20年8月2日から 平成50年8月1日まで	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで	平成22年8月3日から 平成52年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価値 （1株当たり）	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	（注）	（注）	（注）

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	5名 31個 — —	7名 40個 — —	7名 27個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 （新株予約権1個につき200株）	6,200株	8,000株	5,400株
権 利 行 使 期 間	平成23年8月2日から 平成53年8月1日まで	平成24年8月2日から 平成54年8月1日まで	平成25年8月2日から 平成55年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価値 （1株当たり）	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	（注）	（注）	（注）

名称	第10回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	7名 35個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 （新株予約権1個につき200株）	7,000株
権 利 行 使 期 間	平成26年8月4日から 平成56年8月3日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価値 （1株当たり）	1円
新株予約権の主な行使条件	（注）

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	第10回新株予約権
交付人数および新株予約権の数 当社執行役員 当社参与	4名 12個 3名 6個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株
権 利 行 使 期 間	平成26年8月4日から 平成56年8月3日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価値 (1株当たり)	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。
- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、執行役員および参与は従業員退職日の翌日から、それぞれ10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
 - ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
 - ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役および執行役員、参与との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
2. 平成25年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき200株といたします。

4. 会社役員に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 敬 幸	代 表 取 締 役 社 長	
村 瀬 司	常務取締役 (営業本部長)	
清 水 誠 二	常務取締役 (管理本部長、 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO))	
松 浦 均	取 締 役 (関 連 事 業 本 部 長)	TRIACE LIMITED社長
高 島 良 平	取 締 役 (営業本部企画・戦略担当)	ヴェーエムエフジャパンコンシューマーグッズ㈱代表取締役会長
柴 田 渉	取 締 役	㈱ビルケンシュトックジャパン代表取締役社長
樋 口 功	取締役 (管理本部副本部長)	
西 垣 隆 夫	常 勤 監 査 役	
山 本 剛 嗣	監 査 役	国家公安委員会委員 山本剛嗣法律事務所代表
加賀谷達之助	監 査 役	

- (注) 1. 監査役山本剛嗣氏および監査役加賀谷達之助氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役山本剛嗣氏および監査役加賀谷達之助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山本剛嗣氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役加賀谷達之助氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役2名を選任する予定です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	102百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22百万円 (7百万円)
合 計	10名	124百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第61回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない。）と決議いただいております。
また、当報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において年額2千5百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・役員賞与

取 締 役	7名	18百万円
監 査 役	1名	2百万円
 - ・ストックオプションによる報酬額

取 締 役	7名	14百万円
-------	----	-------

(3) 社外役員に関する事項

社外監査役山本剛嗣氏および社外監査役加賀谷達之助氏

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職および当社と当該他の法人等との関係

監査役山本剛嗣氏は、国家公安委員会の委員および山本剛嗣法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役山本剛嗣	12回	92.3%	11回	91.6%
監査役加賀谷達之助	10回	76.9%	11回	91.6%

- ・取締役会における発言状況

監査役山本剛嗣氏は、主に法律の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役加賀谷達之助氏は、主に財務会計の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会における発言状況

監査役山本剛嗣氏および監査役加賀谷達之助氏は、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会を招集し、監査役全員の同意によって、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、その目的を達成するためコンプライアンス規定を制定、同規定に基づきコンプライアンス委員会を設置するとともに、取締役および使用人が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしている。

取締役および使用人は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて直接代表取締役に報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ的確な対処ができる体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。

各取締役または各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化しうるリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。

当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常

時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程、協議事項規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度計画に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社の企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、関連事業本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。

同調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査役会および担当部署へ報告される体制を構築する。

当社と子会社との間の不適切な取引または会計処理を防ぐため、前項の機関は、子会社の内部監査を担当する部門と十分な情報交換を行う。

子会社は、協議事項規程に基づき、子会社の重要な経営事項の決定については、当社の事前承認を得る体制とする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、必要あるときは、これら使用人に監査役の職務を補助させる。

内部監査室の専従者の異動は、監査役会の事前の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る。

取締役会は、業務の適正を確保するうえで、重要な業務執行に係る会議への監査役の出席を確保する。また、監査役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。株主の皆様に対する配当につきましては、各会計年度の業績に応じて実施することを基本としつつ、企業体質の強化、将来の事業展開や新商品開発を積極的に推進するための内部留保の充実と安定的配当も念頭に入れた上で、総合的に判断し決定することとしており、現状は、30%程度の配当性向を目処としております。

② 配当決定に関する基本方針

当社グループは、平成25年3月期より、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、平成24年6月28日開催の第63回定時株主総会の決議により定款が変更され、中間配当は元より、期末配当についても取締役会に授権されております。

上記基本方針の下、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成26年5月13日に発表した配当予想のとおり、平成27年3月期の期末配当を1株当たり50円とすることを決議し、同日付で開示を行っております。この結果、平成27年3月期の年間配当は、中間配当1株当たり40円と合わせて、90円となりました。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資 産 の 部〕		〔負 債 の 部〕	
流 動 資 産	(15,115,912)	流 動 負 債	(8,749,156)
現 金 及 び 預 金	2,032,740	支払手形及び買掛金	1,571,420
受取手形及び売掛金	6,074,884	短 期 借 入 金	4,607,908
商 品 及 び 製 品	5,656,674	リ ー ス 債 務	8,442
仕 掛 品	84,809	未 払 金	1,241,238
原材料及び貯蔵品	123,195	未 払 費 用	373,812
繰 延 税 金 資 産	107,433	未 払 法 人 税 等	128,257
その他の流動資産	1,042,619	繰 延 税 金 負 債	5,158
貸 倒 引 当 金	△6,442	賞 与 引 当 金	338,870
固 定 資 産	(5,605,689)	役 員 賞 与 引 当 金	24,929
有 形 固 定 資 産	(2,496,971)	そ の 他 の 流 動 負 債	449,121
建 物 及 び 構 築 物	1,328,697	固 定 負 債	(1,917,322)
機械装置及び運搬具	141,217	長 期 借 入 金	1,200,000
工具・器具及び備品	136,618	リ ー ス 債 務	24,786
土 地	814,683	繰 延 税 金 負 債	361,127
リ ー ス 資 産	31,646	再評価に係る繰延税金負債	73,993
建 設 仮 勘 定	44,106	退職給付に係る負債	166,748
無 形 固 定 資 産	(361,597)	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26,120
の れ ん	5,004	そ の 他 の 固 定 負 債	64,544
その他の無形固定資産	356,592	負 債 合 計	10,666,479
投資その他の資産	(2,747,121)	〔純資産の部〕	
投 資 有 価 証 券	2,190,228	株 主 資 本	(8,701,548)
破 産 更 生 債 権 等	844	資 本 金	1,000,914
繰 延 税 金 資 産	34,965	資 本 剰 余 金	647,693
そ の 他 の 投 資	571,123	利 益 剰 余 金	7,319,072
貸 倒 引 当 金	△50,041	自 己 株 式	△266,132
資 産 合 計	20,721,602	その他の包括利益累計額	(1,235,225)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	861,012
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	195,411
		土 地 再 評 価 差 額 金	71,581
		為 替 換 算 調 整 勘 定	107,218
		新 株 予 約 権	(104,686)
		少 数 株 主 持 分	(13,663)
		純 資 産 合 計	10,055,123
		負債純資産合計	20,721,602

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		44,454,187
売 上 原 価		33,796,608
売 上 総 利 益		10,657,578
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,877,252
営 業 利 益		780,326
営 業 外 収 益		296,865
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	44,317	
為 替 差 益	217,070	
そ の 他	35,477	
営 業 外 費 用		58,456
支 払 利 息	55,440	
そ の 他	3,015	
経 常 利 益		1,018,736
特 別 利 益		15,525
固 定 資 産 売 却 益	2,535	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,990	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19,026	101,038
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	10,016	
固 定 資 産 売 却 損	3,870	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	300	
減 損 損 失	10,851	
特 別 退 職 金	17,753	
訴 訟 和 解 金	30,019	
そ の 他	9,199	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		933,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	339,001	349,768
法 人 税 等 調 整 額	10,766	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		583,455
少 数 株 主 利 益		2,757
当 期 純 利 益		580,697

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日 残高	1,000,914	645,678	6,938,289	△271,039	8,313,842
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△187,776		△187,776
連結除外による剰余金の減			△12,137		△12,137
当 期 純 利 益			580,697		580,697
自 己 株 式 の 取 得				△337	△337
自 己 株 式 の 処 分		2,014		5,244	7,258
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2,014	380,783	4,906	387,705
平成27年3月31日 残高	1,000,914	647,693	7,319,072	△266,132	8,701,548

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
平成26年4月1日 残高	368,337	58,157	64,639	△146,314	344,819	90,061	10,577	8,759,301
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△187,776
連結除外による剰余金の減								△12,137
当 期 純 利 益								580,697
自 己 株 式 の 取 得								△337
自 己 株 式 の 処 分								7,258
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	492,675	137,254	6,942	253,533	890,405	14,624	3,086	908,116
連結会計年度中の変動額合計	492,675	137,254	6,942	253,533	890,405	14,624	3,086	1,295,821
平成27年3月31日 残高	861,012	195,411	71,581	107,218	1,235,225	104,686	13,663	10,055,123

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	16社
・主要な連結子会社の名称	(株)ビルケンシュトックジャパン (株)ペットランド TRIACE LIMITED（香港） 三栄洋行有限公司（香港） 三發電器製造廠有限公司（香港）

② 非連結子会社の状況 (株)エス・シー・テクノ

(2) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(株)エス・シー・テクノは、休眠会社のため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの	期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
----------	---

・時価のないもの	移動平均法による原価法
----------	-------------

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

・商品、製品、原材料、仕掛品	国内向商品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、輸出向商品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、製品、原材料、仕掛品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
----------------	--

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づいて、一部の子会社を除いて定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具・器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社および国内連結子会社は役員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。
⑤ 重要なヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
イ. ヘッジ会計の方法	a. ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建債務および外貨建予定取引
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	b. ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金
ハ. ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建の輸入および輸出契約における為替変動リスクをヘッジするため、実需原則の範囲内で為替予約取引を行うものとしております。また、変動金利型の借入金における金利変動リスクをヘッジするため、当該借入金に対応した金利スワップ取引のみを行うものとしております。
ニ. ヘッジの有効性評価の方法	上記のヘッジ方針に加え、為替予約取引についてはヘッジ対象と同一通貨建のものを締結しており高い有効性があることから、また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしていることから、有効性の評価を省略しております。
⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項	
イ. 退職給付に係る会計処理	当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、連結子会社は期末自己都合要支給額を計上しております。
ロ. 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地	672,326千円
建物及び構築物	974,306千円
計	1,646,633千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,955,000千円
長期借入金	445,000千円
計	2,400,000千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,948,607千円
(3) 輸出荷為替手形（L／Cなし）割引高 48,541千円
(4) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定しております。
② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△121,657千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,552千株	—	—	2,552千株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	93,841	40	平成26年 3月31日	平成26年 6月9日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	93,934	40	平成26年 9月30日	平成26年 12月1日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,494	50	平成27年 3月31日	平成27年 6月8日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月29日 取締役会決議分	平成18年6月29日 取締役会決議分	平成19年6月28日 取締役会決議分	平成20年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の取締役	当社の取締役	当社の取締役	当社の取締役
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,000株	2,400株	2,400株	6,400株
新株予約権の残高	15個	12個	12個	32個
	平成17年6月29日 取締役会決議分	平成18年6月29日 取締役会決議分	平成19年6月28日 取締役会決議分	平成20年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	—	—	—	当社の執行役員
目的となる株式の種類	—	—	—	普通株式
目的となる株式の数	—	—	—	1,000株
新株予約権の残高	—	—	—	5個
	平成17年6月29日 取締役会決議分	平成18年6月29日 取締役会決議分	平成19年6月28日 取締役会決議分	平成20年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	—	—	—	—
目的となる株式の種類	—	—	—	—
目的となる株式の数	—	—	—	—
新株予約権の残高	—	—	—	—
	平成21年6月26日 取締役会決議分	平成22年6月29日 取締役会決議分	平成23年6月29日 取締役会決議分	平成24年6月28日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の取締役	当社の取締役	当社の取締役	当社の取締役
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,200株	6,400株	6,200株	8,000株
新株予約権の残高	51個	32個	31個	40個
	平成21年6月26日 取締役会決議分	平成22年6月29日 取締役会決議分	平成23年6月29日 取締役会決議分	平成24年6月28日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の執行役員	当社の執行役員	当社の執行役員	当社の執行役員
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,200株	800株	800株	600株
新株予約権の残高	6個	4個	4個	3個
	平成21年6月26日 取締役会決議分	平成22年6月29日 取締役会決議分	平成23年6月29日 取締役会決議分	平成24年6月28日 取締役会決議分
付与対象者の区分	—	当社の参与	当社の参与	当社の参与
目的となる株式の種類	—	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	—	600株	600株	1,200株
新株予約権の残高	—	3個	3個	6個

	平成25年6月27日 取締役会決議分	平成26年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の取締役	当社の取締役
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	5,400株	7,000株
新株予約権の残高	27個	35個
	平成25年6月27日 取締役会決議分	平成26年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の執行役員	当社の執行役員
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,200株	1,800株
新株予約権の残高	6個	9個
	平成25年6月27日 取締役会決議分	平成26年6月27日 取締役会決議分
付与対象者の区分	当社の参与	当社の参与
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	800株	1,200株
新株予約権の残高	4個	6個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

平成25年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。平成17年連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して目的となる株式の数を算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、当社の稟議規程に従い、与信枠の見直しを実施し、取引先の信用状況を把握しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であり、短期に関しては当座貸越による借入、長期に関しては長期固定金利での借入を基本としており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。通貨関連のデリバティブ取引は外貨建の輸入および輸出契約における為替変動リスクをヘッジするため、実需原則の範囲内で取引を行うものとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,032,740	2,032,740	—
② 受取手形及び売掛金	6,074,884	6,074,884	—
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,992,842	1,992,842	—
④ 支払手形及び買掛金	(1,571,420)	(1,571,420)	—
⑤ 短期借入金	(4,607,908)	(4,607,908)	—
⑥ 未払金	(1,241,238)	(1,241,238)	—
⑦ 長期借入金	(1,200,000)	(1,197,050)	△2,950
⑧ デリバティブ取引	302,082	302,082	—

（※）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ デリバティブ取引

通貨関連のデリバティブ取引はヘッジ会計を適用しており、外貨建予定取引は繰延ヘッジ処理をしております。ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成27年3月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理 方法	為替予約取引				
	売建 マレーシアリン ギット受取・ 円支払	売掛金	738,820	—	27,734
	中国元受取・円 支払	未収入金	209,088	—	(2,336)
	買建 ユーロ受取・ 円支払	買掛金	1,161,109	—	39,622
	米ドル受取・ 円支払	買掛金	5,318,061	—	210,503
	通貨オプション 買建 円受取・ 米ドル支払	買掛金	571,427	—	26,558
合計			7,998,507	—	302,082

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額208,215千円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,228円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	247円25銭

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型制度として、退職一時金制度を設けており、いずれの会社も設立時より退職一時金制度を発足させておりますが、当社については、退職一時金制度に併せて、従業員退職金要支給額の60%について平成23年5月から確定給付企業年金制度を採用しております。なお、当社および国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付に係る負債	149,648千円
② 退職給付費用	70,681千円
③ 退職給付の支払額	△45,573千円
④ 制度への拠出額	△8,007千円
⑤ 期末における退職給付に係る負債	166,748千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

① 退職給付債務	351,574千円
② 年金資産	△184,825千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	166,748千円
④ 退職給付に係る負債	166,748千円

(4) 退職給付に関連する損益

① 勤務費用	70,681千円
合計	70,681千円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(7,856,519)	流動負債	(4,141,299)
現金及び預金	354,888	買掛金	419,357
受取手形	64,589	短期借入金	2,730,000
売掛金	3,209,111	リース債務	8,442
商品	1,648,754	未払金	689,493
未収入金	350,395	未払法人税等	27,928
短期貸付金	2,175,441	賞与引当金	142,200
前払費用	32,452	役員賞与引当金	20,380
繰延税金資産	9,298	デリバティブ債務	11,157
未収消費税等	2,082	その他の流動負債	92,340
その他の流動資産	225,538	固定負債	(1,744,448)
貸倒引当金	△216,034	長期借入金	1,200,000
固定資産	(6,269,186)	リース債務	24,786
有形固定資産	(1,611,777)	再評価に係る繰延税金負債	73,993
建物	960,321	退職給付引当金	90,004
構築物	16,100	繰延税金負債	346,063
機械及び装置	1,561	その他の固定負債	9,600
車両及び運搬具	4,539	負債合計	5,885,748
工具・器具及び備品	31,695	〔純資産の部〕	
土地	564,435	株主資本	(7,090,397)
リース資産	31,646	資本金	(1,000,914)
建設仮勘定	1,477	資本剰余金	(647,693)
無形固定資産	(257,811)	資本準備金	645,678
借地権	188,282	その他資本剰余金	2,014
電話加入権	1,529	利益剰余金	(5,707,922)
ソフトウェア	67,999	利益準備金	217,110
投資その他の資産	(4,399,597)	その他利益剰余金	5,490,812
投資有価証券	2,182,645	別途積立金	1,900,000
関係会社株式	1,735,053	繰越利益剰余金	3,590,812
関係会社出資金	29,960	自己株式	(△266,132)
長期貸付金	409,578	評価・換算差額等	(1,044,873)
長期前払費用	237	その他有価証券評価差額金	862,010
破産更生債権等	844	繰延ヘッジ損益	111,280
長期未収入金	36,781	土地再評価差額金	71,581
その他の投資	54,536	新株予約権	(104,686)
貸倒引当金	△50,040	純資産合計	8,239,957
資産合計	14,125,705	負債純資産合計	14,125,705

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,051,420
売 上 原 価		18,461,658
売 上 総 利 益		2,589,761
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,911,441
営 業 利 益		△321,679
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20,697	
受 取 配 当 金	661,376	
為 替 差 益	198,714	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	3,332	884,121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,155	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	309	38,464
経 常 利 益		523,977
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,179	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,990	
そ の 他 の 特 別 利 益	842	16,011
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,176	
減 損 損 失	73	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	300	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	90,000	
訴 訟 和 解 金	22,000	
そ の 他 の 特 別 損 失	5,700	119,250
税 引 前 当 期 純 利 益		420,738
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,214	
法 人 税 等 調 整 額	7,689	88,904
当 期 純 利 益		331,834

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成26年4月1日 残高	1,000,914	645,678	—	645,678	217,110	1,900,000	3,446,753	5,563,863	△271,039	6,939,417
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△187,776	△187,776		△187,776
当 期 純 利 益							331,834	331,834		331,834
自己株式の取得									△337	△337
自己株式の処分			2,014	2,014					5,244	7,258
自己株式処分差損の振替										—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	2,014	2,014	—	—	144,058	144,058	4,906	150,980
平成27年3月31日 残高	1,000,914	645,678	2,014	647,693	217,110	1,900,000	3,590,812	5,707,922	△266,132	7,090,397

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成26年4月1日 残高	368,849	△4,563	64,639	428,925	90,061	7,458,403
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△187,776
当 期 純 利 益						331,834
自己株式の取得						△337
自己株式の処分						7,258
自己株式処分差 損 の 振 替						—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	493,161	115,844	6,942	615,948	14,624	630,573
事業年度中の変動額合計	493,161	115,844	6,942	615,948	14,624	781,553
平成27年3月31日 残高	862,010	111,280	71,581	1,044,873	104,686	8,239,957

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

国内向商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

輸出向商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	6～30年
機械及び装置	3～15年
車両及び運搬具	2～6年
工具・器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金	従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
(5) ヘッジ会計の方法	
① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	a. ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建債務および外貨建予定取引 b. ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、外貨建の輸入および輸出契約における為替変動リスクをヘッジするため、実需原則の範囲内で為替予約取引を行うものとしております。また、変動金利型の借入金における金利変動リスクをヘッジするため、当該借入金に対応した金利スワップ取引のみを行うものとしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	上記のヘッジ方針に加え、為替予約取引についてはヘッジ対象と同一通貨建のものを締結しており高い有効性があることから、また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしていることから、有効性の評価を省略しております。
(6) その他計算書類作成のための基本となる事項	
消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地	538,820千円
建物	955,724千円
構築物	16,100千円
計	1,510,646千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,955,000千円
長期借入金	445,000千円
計	2,400,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	786,591千円
--------------------	-----------

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

㈱L&Sコーポレーション	1,081,056千円
㈱mhエンタープライズ	500,000千円
TRIACE LIMITED	238,885千円
㈱ペットランド	100,000千円
三發電器製造廠有限公司	20,150千円

(4) 関係会社に対する金銭債権および債務

① 短期金銭債権	3,143,507千円
② 短期金銭債務	96,946千円
③ 長期金銭債権	394,865千円

(5) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ① 再評価の方法 | 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定しております。 |
| ② 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| ③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △121,657千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	3,005,212千円
② 仕入高	7,642,092千円
③ 営業取引以外の取引高（収益）	646,513千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	206,903株	149株	4,000株	203,052株

（注） 普通株式の自己株式数の増加149株は単元未満株式の買取りであり、減少4,000株は新株予約権の行使であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	87,984千円
退職給付引当金	29,172千円
未払役員退職慰労金	3,104千円
賞与引当金	47,068千円
棚卸資産評価損	6,864千円
未払事業税	5,187千円
投資有価証券評価損	18,964千円
関係会社株式評価損	73,164千円
株式報酬費用	33,855千円
その他	12,696千円

繰延税金資産小計 318,061千円

評価性引当額 △198,022千円

繰延税金資産合計 120,038千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 456,804千円

繰延税金負債合計 456,804千円

繰延税金資産の純額 △336,765千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 9,298千円

固定負債—繰延税金負債 △346,063千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：％)

法定実効税率	35.64
1. 交際費等永久に損金に算入されない項目	4.13
2. 受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△52.01
3. 住民税均等割	0.87
4. 評価性引当金の増減	22.04
5. 法人税率変更による差異	7.58
6. その他	2.88
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.13

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資本金 又は出資 金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
					役員の 兼任等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱mhエンタ ープライズ	40,000 千円	家電	所有 直接 100.0	1名	商品販売 債務保証	商品の販売 (注1) 債務保証 (注2)	1,561,529 500,000	売 掛 金 —	438,415 —
子会社	㈱L&Sコーポ レーション	90,000 千円	服飾雑貨	所有 直接 100.0	3名	債務保証	債務保証 (注2)	1,081,056	—	—
子会社	TRIACE LIMITED	15,000 千HK\$	家具・ 家庭用 品・服 飾雑貨	所有 直接 100.0	1名	商品購入 債務保証	商品の購入 (注1) 債務保証 (注2)	4,784,580 238,885	買 掛 金 —	48,674 —

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 商品販売および購入については、価格その他の取引条件は他の一般取引先と同等の条件で行っております。
- 債務保証は、金融機関からの借入金に対し、債務保証を行ったものであります。保証料については、受領しておりません。
- 事業の内容には、報告セグメント別に記載しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,461円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 141円29銭 |

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型制度として確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成27年3月31日現在）

① 退職給付債務	274,830千円
② 年金資産	△184,825千円
③ 未積立退職給付債務（①＋②）	90,004千円
④ 退職給付引当金	90,004千円

（注）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

① 勤務費用	34,004千円
合計	34,004千円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 三栄コーポレーション

取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 狐 塚 利 光 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 狐 塚 利 光 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

株式会社 三栄コーポレーション

代表取締役社長 小林 敬幸 殿

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、法令及び社内規定等の遵守状況、リスク管理状況、保有資産の保全管理状況、会計処理が諸規則に則って適正に処理されているか等の内部統制システムの構築・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び優成監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 三栄コーポレーション 監査役会

常勤監査役 西 垣 隆 夫 ㊟

社外監査役 山 本 剛 嗣 ㊟

社外監査役 加賀谷 達之助 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化および、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として適切な人材の継続的な確保と、選任された取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、第23条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、取締役のうち社外取締役に対しては、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨を同条第2項に定めて、社外取締役の責任限定を法的により確実なものとする対応とします。

なお、第23条(取締役の責任免除)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) 第3条	第1条 (現行どおり) 第3条
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略) 第18条	第5条 (現行どおり) 第18条

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	(員数) 第19条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 (条文省略)	(選任方法) 第20条 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u> (取締役の報酬等) 第22条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 2. <u>監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第23条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u>

現行定款	変更案
	<u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>
(代表取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を1名以上選定する。 2. (条文省略)	(代表取締役) 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を1名以上選定する。 2. (現行どおり)
(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	(役付取締役) 第25条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会) 第24条 (条文省略)	(取締役会) 第26条 (現行どおり)
(取締役会の招集および決議) 第25条 (新 設) (新 設) 1. 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集および決議) 第27条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集する。</u> 2. <u>社長に事故あるときは、取締役会の決議により定めた順序に従って他の取締役が招集する。</u> 3. 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
3. (条文省略) 4. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. (条文省略) (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	5. (現行どおり) 6. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 7. <u>第1項および第2項にも拘わらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 2. (現行どおり) (削 除) 第5章 監査等委員および監査等委員会 (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会) 第32条 監査役会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。 2. 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。	(監査等委員会) 第30条 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。 2. 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
(監査役会の招集および決議) 第33条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の招集および決議) 第31条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
(監査役会の議事録) 第34条 <u>監査役会</u> における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(監査等委員会の議事録) 第32条 <u>監査等委員会</u> における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
第6章 会計監査人 (選任方法) 第36条 (条文省略) (新 設) (任期) 第37条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 (選任方法) 第33条 (現行どおり) 2. <u>監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</u> (任期) 第34条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算 第39条 (条文省略) 第42条	第7章 計 算 第36条 (現行どおり) 第39条

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

本議案は、本定時株主総会終結の時をもって、現取締役7名が任期満了により退任となりますので、新たに、小林敬幸、村瀬司、清水誠二、柴田渉、佐野雅彦、佐久間幹博、田山敬一、松浦均の8名を、監査等委員会設置会社における監査等委員でない取締役候補者とする選任議案をお諮りするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

(※印は新任の候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
1	こばやし のり ゆき 小林 敬 幸 (昭和31年8月23日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役 平成20年4月 当社営業本部長 平成21年1月 当社常務取締役 平成22年1月 当社専務取締役 平成23年1月 当社代表取締役社長(現)	16,410株
2	むら せ つかさ 村 瀬 司 (昭和33年7月15日生)	昭和57年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 平成23年12月 ヴェーエムエフ ジャパン コンシューマグッズ㈱代表 取締役会長 平成24年4月 当社家庭用品事業部長(現) 平成24年6月 当社取締役 平成25年4月 当社常務取締役(現) 平成25年6月 当社営業本部長(現) 平成27年4月 TRIACE LIMITED社長(現)	28,735株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
3	清水 誠二 (昭和30年10月6日生)	昭和53年4月 (株)東京銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年4月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 市場事務部長 平成19年6月 当社入社 当社管理本部長(現) 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 当社C C O(現) 平成23年3月 三栄興産(株)代表取締役社長 平成25年6月 当社常務取締役(現)	13,600株
4	柴田 渉 (昭和35年9月25日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 三栄洋行有限公司社長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年4月 当社営業本部副本部長 TRIACE LIMITED社長 平成20年6月 当社取締役(現) 平成23年4月 当社経営企画室副室長 平成24年2月 (株)ビルケンシュトックジャパン代表取締役社長(現)	14,300株
5	※ 佐野 雅彦 (昭和37年9月25日生)	昭和61年4月 当社入社 平成22年4月 当社服飾雑貨事業部長(現) 平成22年6月 当社執行役員(現) 平成23年4月 当社営業本部長補佐(現) 平成23年6月 三曄国際貿易(上海)有限公司社長 平成24年10月 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長	4,900株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
6	※ 佐 久 間 幹 博 (昭和29年11月20日生)	昭和52年4月 小泉産業㈱入社 平成3年4月 小泉成器㈱入社 平成19年4月 ㈱mhエンタープライズ代表取締役社長 平成23年4月 ㈱クイジナートサンエイ常務執行役員 平成24年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員(現) 平成25年3月 三發電器製造廠有限公司社長(現) 三發電器制品(東莞)有限公司社長(現) 平成25年4月 当社営業本部長補佐(現) 当社家電事業部長(現) 平成26年3月 ㈱mhエンタープライズ取締役会長(現)	7,300株
7	※ た や ま け い い ち 田 山 敬 一 (昭和35年2月7日生)	昭和57年4月 ㈱東京銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行ロンドン支店副支店長 平成21年6月 ポーランド三菱東京UFJ銀行ジェネラルマネージャー兼副頭取 平成24年7月 当社入社 当社社長室副室長 平成25年1月 当社関連事業本部長補佐 平成25年4月 当社社長室長(現) 平成25年6月 当社執行役員(現) 当社関連事業本部副本部長 平成27年4月 当社関連事業本部長(現) 三曄国際貿易(上海)有限公司社長(現) 三栄貿易(深圳)有限公司社長(現)	4,300株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
8	まつ うら ひとし 松 浦 均 (昭和27年5月14日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社管理本部長 平成19年4月 当社アジア総支配人 平成20年4月 当社常務取締役 当社関連事業本部長 平成21年2月 (株)ビルケンシュトック ジャパン取締役会長 平成23年3月 当社経営企画室長 平成24年4月 当社社長室長 平成25年3月 TRIACE LIMITED社長 平成25年4月 当社取締役(現)	14,130株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松浦均氏は、平成27年6月26日を以って非常勤の取締役となる予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

本議案は、新たに、樋口功、今井靖容、水上洋の3名を、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役候補者とする選任議案をお諮りするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

(※印は新任の候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	樋口 功 (昭和27年6月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社財務部長 平成20年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社管理本部副本部長(現) 平成24年6月 当社取締役(現) 平成25年4月 当社内部監査室長(現)	13,740株
2	※ 今井 靖容 (昭和27年4月11日生)	昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所 (現新日本有限責任監査法人)入所 昭和57年8月 公認会計士登録 平成6年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)社員 平成13年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成14年7月 日本放送協会監査責任者 平成17年4月 千葉県包括外部監査人 平成20年4月 千葉県包括外部監査人 平成26年7月 日本放送協会関連団体事業活動審査委員会外部委員(現) 日本放送協会NOD業務活動審査委員会外部委員 平成27年6月 (株)J-オイルミルズ社外取締役役(予定)	0株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
3	※ みず かみ ひろし 水 上 洋 (昭和43年5月9日生)	平成7年4月 弁護士登録 平成14年6月 高千穂電気㈱(現エレマテック㈱) 社外監査役(現) 平成21年4月 立教大学法務研究科特任教授 平成26年3月 GMOクラウド㈱社外監査役(現)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井靖容氏および水上洋氏は社外取締役候補者であります。
3. (1) 今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
(2) 水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有していることから社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は今井靖容氏および水上洋氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 今井靖容氏および水上洋氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額(ストックオプション報酬額を除く)は、平成22年6月29日開催の当社第61回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない)と決議いただきまして今日に至っております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されることを条件に、改めて監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して現在の取締役の報酬額と同額となる年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない)とすることについてお諮りするものであります。

なお、第2号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり可決承認されますと、現在7名の取締役が8名の監査等委員でない取締役となりますが、これまでの取締役に対する報酬実績等に鑑み、現在の取締役の報酬額を踏襲することといたしました。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成15年6月27日開催の当社第54回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただきまして今日に至っております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して年額4千万円以内とすることについてお諮りするものであります。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第6号議案 監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社は、当社の役員の報酬について金銭の報酬以外に、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

取締役を対象とした導入につきましては、平成17年6月29日開催の当社第56回定時株主総会において役員退職慰労金制度に代えて株式報酬型ストックオプション制度の導入が承認され、翌平成18年6月29日開催の当社第57回定時株主総会において会社法に基づく取締役の報酬等として新株予約権の上限個数および金額等が承認されております。また、平成21年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において新株予約権の上限個数を一定の算式によって求めることとする変更が承認されて今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決承認されますと当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとなりますので、第1号議案「定款一部変更の件」についてご承認いただくことを条件に、下記のとおり、監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額および内容についてお諮りするものであります。

なお、本件の付与対象者が取締役から監査等委員でない取締役に変更となる以外は従前の報酬額および内容とも変更はありません。

記

1. スtockオプションとしての報酬額

監査等委員でない取締役に対する金銭の報酬額の別枠として、当社の監査等委員でない取締役に対して発行する新株予約権に関する報酬額を年額2千5百万円以内といたします。

2. 監査等委員でない取締役に発行する新株予約権の内容

このストックオプションとして監査等委員でない取締役に発行する新株予約権の内容は次のとおりといたします。

(1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、年額2千5百万円の範囲内で新株予約権の発行価格(払込金額)の総額を定め、これを新株予約権付与個数算出日における新株予約権1個当たりの公正価格(ブラック・ショールズ・モデルにより算出)で除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、新株予約権1個当たり200株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の付与日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、新株予約権の付与日後、当社が合併または会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 各新株予約権と引換えに払込みを要する金銭の額 (発行価額)

新株予約権の払込金額は、新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく付与対象者の払込債務は、新株予約権の付与日において、新株予約権の引受けを条件に付与対象者に付与される報酬請求権(報酬額は払込債務額と同額)をもって相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 (行使価格)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の権利行使期間は、付与日の翌日から30年以内の範囲内で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の付与を受けた者は、当社の監査等委員でない取締役退任日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権が権利を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

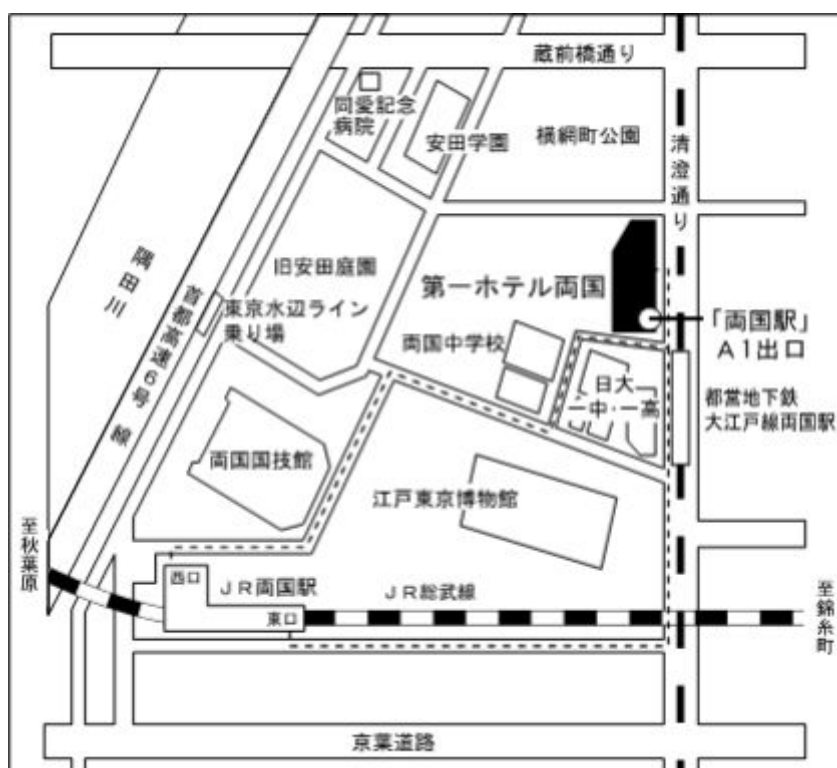
(9) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、当社取締役会決議により定める。

以上

株式会社三栄コーポレーション
第66回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- JR総武線両国駅東口・西口より徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線両国駅A1出口直結